

2020年1月17日

各位

東京都港区六本木一丁目6番1号
SBI マネープラザ株式会社
代表取締役執行役員社長 太田 智彦

株式会社筑邦銀行との2店舗目となる共同店舗運営の基本合意について ～SBIグループの「地方創生」プロジェクト～

SBI マネープラザ株式会社（本社：東京都港区、代表取締役執行役員社長：太田 智彦、以下「当社」といいます。）は、本日、株式会社筑邦銀行（本店：福岡県久留米市、取締役頭取：佐藤 清一郎、以下「筑邦銀行」といいます。）と、福岡県福岡市において新たに共同店舗の運営を開始することを検討する旨の基本合意をいたしました。

今後、取引に関する最終的な合意内容を定めた契約書等の締結を経て、2020年4月を目途に実施する予定となりましたのでお知らせいたします。

2018年6月より、当社は、筑邦銀行と福岡県久留米市において共同店舗の運営を開始しておりますが、今回、筑邦銀行と福岡県福岡市において2店舗目となる共同店舗の運営を開始することになります。

なお、2店舗目となる共同店舗は、ちくぎん福岡ビル3階に開設を予定しています。

2017年10月より、当社の親会社である株式会社SBI証券（本社：東京都港区、代表取締役社長：高村 正人、以下「SBI証券」といいます。）と筑邦銀行は、金融商品仲介業サービスでの業務提携を開始し、筑邦銀行のお客さまは同行WEBサイトを通じてSBI証券に証券総合口座を開設することで、SBI証券の取扱う多様な金融商品・サービスをご利用いただくことが可能となりました。

2018年6月より、福岡県久留米市において共同店舗の運営を開始したことにより、筑邦銀行のお客さまは、従来のインターネットチャネル商品だけでなく、対面ならではの多様な金融商品・サービスを、対面コンサルティング営業による質の高いアドバイスとともにご利用いただけるようになりましたが、このたびの出店により福岡県福岡市の共同店舗でも同様のサービスをご利用いただけるようになる予定です。

当社が対面営業で培ってきた株式などのリスク性商品の営業力に、今後はさらに筑邦銀行が地域の産業や生活に密着して育てきたリレーションシップが加わることで、今まで以上に多くの新しい投資家の皆さまに資本市場への参加を促し、顧客基盤のさらなる拡大を実現できるものと期待しています。

当社は、今後も一人ひとりに最適な金融商品を提供する「日本最大の金融商品ディストリビューター」を目指し、魅力ある商品・サービスの提供を通じて、「顧客中心主義」の徹底に努めるとともに、地方創生を担う地域金融機関の活性化に寄与してまいります。

<筑邦銀行の会社概要（2019年9月30日現在）>

商号	株式会社筑邦銀行
設立年月日	1952 年 12 月 23 日
本店所在地	福岡県久留米市諏訪野町 2456 番地の 1
預金残高	7,096 億円
資本金	80 億円
代表者	取締役頭取 佐藤 清一郎
登録番号	福岡財務支局長(登金)第 5 号
加入協会	日本証券業協会

SBI マネープラザ株式会社

- ・第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者

登録番号：関東財務局長（金商）第 2893 号

加入協会：一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

- ・金融商品仲介業者

登録番号：関東財務局長(金仲)第 385 号

所属金融商品取引業者：

- ・株式会社 SBI 証券（関東財務局長(金商)第 44 号）

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

- ・ウェルスナビ株式会社（関東財務局長(金商)第 2884 号）

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

- ・銀行代理業者

許可番号：関東財務局長（銀代）第 268 号

所属銀行：住信 SBI ネット銀行株式会社

取扱業務：円普通預金及び円定期預金の受入れを内容とする契約締結の媒介（勧誘及び受付）※並びに資金の貸付けを内容とする契約締結の媒介（勧誘及び受付） ※ただし、住宅ローン取引に付随するもののみを指します。

- ・貸金業者

登録番号：東京都知事(1) 第 31636 号 加入協会：日本貸金業協会 第 005872 号

【注意事項】

当社が取扱う有価証券等及び保険商品は預金等ではなく、預金利息はつきません。また、元本保証はされておらず、預金保険制度の対象ではありません。

（金融商品仲介業について）

当社は、所属金融商品取引業者の代理権は有しておりません。当社は、いかなる名目によるかを問わず、金融商品仲介業に関して、お客様から金銭や有価証券のお預かりをすることはありません。お客様が行おうとする取引について支払う金額又は手数料等は、当社の所属金融商品取引業者により異なります。

（銀行代理業について）

当社は、銀行代理業に関してお客様から直接、金銭のお預かりをすることはありません。

（保険代理店業務について）

当社は、募集代理店として保険契約締結の媒介又は代理を行います。契約の相手方は当社ではなく、保険会社となります。保険商品の内容については、必ず商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等にてご確認ください。

以上